

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	寄附金控除の年末調整対象化		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	現行制度上、確定申告が必要とされている寄附金控除に係る手続を年末調整の対象とする。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)

(1) 政策目的

文部科学省では、「教育・文化立国」を使命として、教育、文化、スポーツの振興を図っているが、これらの分野の振興に当たっては、国だけでなく、民間の活力を生かすことが重要であり、これらの振興を図る公益法人等の活動の財政基盤を強化し、我が国全体として教育、文化、スポーツの振興が図られるよう、これらの法人等に対する個人からの寄附を促進する。

(2) 施策の必要性

平成 22 年度の税制改正では、個人が学校法人や国立大学法人等（以下「学校法人等」という。）に寄附した場合の適用下限額が引き下げられ、平成 23 年度の税制改正では一定の条件を満たした学校法人への寄附金の税額控除が認められるなど、個人の寄附を促進するための環境が整えられつつある。

一方、学校法人等への寄附に係る控除については、他の控除の多くが年末調整で手続ができるにも関わらず、確定申告を行うこととされており、これが寄附金控除のメリットを弱めているとの指摘がなされている。確定申告手続については、電子納税の導入等、簡易化されてきているが、多くの者は税務署に出向くか郵送による手続を行っているのが実態であり、特に低額寄附者にとっては、その郵送費や移動費等のコストが、寄附金控除の優遇効果を低めていると思われる。

そのため、寄附金控除についても、他の控除と同様に年末調整の対象にすることにより、寄附者の確定申告に係る負担を軽減するとともに、広く寄附者が控除のメリットを享受できるようにし、寄附を行いやすい環境の充実や寄附文化の醸成を図ることが必要である。

なお、平成 24 年度の税制改正大綱においても、寄附金控除の年末調整への導入については検討を行うこととされている。

○平成 24 年度税制改正大綱（平成 23 年 12 月 10 日）

第 2 章 8. 市民公益税制

寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1 大学などにおける教育研究の質の向上 政策目標 6 私学の振興 施策目標 6－1 特色ある教育研究を展開する 私立学校の振興																																																													
		政策の達成目標	学校法人等の寄附収入を増加させることにより、法人の経営基盤の強化や活動の活性化を通じて、教育研究の振興を図る。																																																													
		租税特別措置の適用又は延長期間	—																																																													
		同上の期間中の達成目標	—																																																													
	政策目標の達成状況	学校法人等の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により、強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済情勢等も踏まえ、より一層環境の整備が必要とされる。																																																														
有効性	要望の措置の適用見込み	〈法人〉 文部科学省所轄学校法人（673 法人） 国立大学法人・大学共同利用機関法人（90 法人） 等 〈個人〉 ○寄附金控除（所得控除）適用者数 <table><tr><td></td><td>H19 年度</td><td>H20 年度</td><td>H21 年度</td><td>H22 年度</td></tr><tr><td>控除者数（人）</td><td>204,400</td><td>208,235</td><td>201,040</td><td>225,527</td></tr></table> 出典：国税庁「平成 22 年申告所得税標本調査」 （参考） <table><tr><td>寄附金額（千円）</td><td>H19 年度</td><td>H20 年度</td><td>H21 年度</td><td>H22 年度</td><td>H23 年度</td></tr><tr><td>国立大学法人</td><td>7,707,459</td><td>14,794,455</td><td>7,523,455</td><td>7,897,060</td><td>集計中</td></tr><tr><td>学校法人</td><td>20,308,995</td><td>19,405,103</td><td>19,208,251</td><td>－</td><td>19,577,959</td></tr><tr><td>総計</td><td>28,016,454</td><td>34,199,558</td><td>26,731,706</td><td>－</td><td>集計中</td></tr></table> <table><tr><td>寄附者数（人）</td><td>H19 年度</td><td>H20 年度</td><td>H21 年度</td><td>H22 年度</td><td>H23 年度</td></tr><tr><td>国立大学法人</td><td>41,336</td><td>53,299</td><td>43,928</td><td>40,363</td><td>集計中</td></tr><tr><td>学校法人</td><td>219,085</td><td>197,264</td><td>142,035</td><td>－</td><td>185,783</td></tr><tr><td>総計</td><td>260,421</td><td>250,563</td><td>185,963</td><td>－</td><td>集計中</td></tr></table> 調査対象：寄附金額、寄附者数ともに、個人からの現金寄附を受けた上記法人 調査時点：当該年度の翌年度 ※「－」については、東日本大震災の影響によりデータがないことを示す。						H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	控除者数（人）	204,400	208,235	201,040	225,527	寄附金額（千円）	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	国立大学法人	7,707,459	14,794,455	7,523,455	7,897,060	集計中	学校法人	20,308,995	19,405,103	19,208,251	－	19,577,959	総計	28,016,454	34,199,558	26,731,706	－	集計中	寄附者数（人）	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	国立大学法人	41,336	53,299	43,928	40,363	集計中	学校法人	219,085	197,264	142,035	－	185,783	総計	260,421	250,563	185,963	－	集計中
			H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度																																																										
控除者数（人）	204,400	208,235	201,040	225,527																																																												
寄附金額（千円）	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度																																																											
国立大学法人	7,707,459	14,794,455	7,523,455	7,897,060	集計中																																																											
学校法人	20,308,995	19,405,103	19,208,251	－	19,577,959																																																											
総計	28,016,454	34,199,558	26,731,706	－	集計中																																																											
寄附者数（人）	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度																																																											
国立大学法人	41,336	53,299	43,928	40,363	集計中																																																											
学校法人	219,085	197,264	142,035	－	185,783																																																											
総計	260,421	250,563	185,963	－	集計中																																																											
要望の措置	寄附金控除に係る手続の年末調整化により、寄附文化の醸成																																																															

		の効果見込み(手段としての有効性)	につながり、寄附金収入増加による各団体の経営基盤強化や活動の活性化に伴い、教育研究の振興がより一層図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税法第37条（寄附金の損金不算入） 所得税法第78条（寄附金控除）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	（平成24年度当初予算） 国立大学法人運営費交付金：1兆1,423億円 私立大学等経常費補助：3,263億円 私立高等学校等経常費助成費等補助：1,005億円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	学校法人等が安定的・継続的に活動を行っていくためには、国等からの助成に加えて多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。 予算上の措置による法人等への直接の支援とは別に、寄附金収入の確保・増加に向けた各法人等の自主努力を支援することで、国からの支援とあわせて、各団体の経営基盤の強化並びに活動の活性化に資すると考えられる。
		要望の措置の妥当性	寄附者のインセンティブを高める手段としては、寄附のメリットを高めること（控除額の引き上げ）に併せ、そのメリットを簡易に享受できるようにする環境を整備することが必要である。寄附をした場合の控除については、他の控除と異なり、確定申告することとなっているが、これを年末調整の対象とすることにより、①確定申告に係る手続き及び費用が不要となり、寄附者にとっての負担が軽減される、②寄附に係る手続きが簡素化されることにより、寄附の拡大につながることが想定され、これらの措置を講じることは妥当である。
効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績と	租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	平成２３年度、平成２４年度に税制改正要望を行ったが、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行うとされた。
-----------------------	---